

号外 山田町復興まちづくり かから版

発行・編集 山田町役場復興企画課

【東日本大震災】住宅再建補助金の申請期限について

◎ 令和3年4月12日までに加算支援金申請、12月28日までに新居への転居と補助金申請を

東日本大震災による住宅再建補助金の申請期限は次のとおりとなっております。

住宅再建補助金は、加算支援金を受給していることが条件となっておりますので、これから再建をする方で、加算支援金の申請がまだの方は忘れずに申請をしてください。

補助事業名	補助金額	申請期限
加算支援金	建設・購入 200(150)万円 補修 100(75)万円 賃借 50(37.5)万円 ※()内は単数世帯	令和3年4月12日 ※書類の不備等により受理出来ない場合もありますので 早めに提出してください。
住宅再建支援事業	複数世帯 200万円 単数世帯 150万円	令和3年12月28日 ※ただし、 <u>令和3年4月12日までに、加算支援金を申請した方が対象です</u>
住宅再建支援事業 (追加分)	複数世帯 上限100万円 単数世帯 上限75万円	
住宅自力再建者支援事業	土地購入して建設等 100万円 自己所有地に建設等 50万円	
生活再建住宅支援事業	バリアフリー対応 40万円～90万円 岩手県産材使用 20万円～40万円	
復興住宅融資利子補給事業	上限300万円 住宅金融支援機構融資の場合上限150万円	
被災者住居移転事業	上限10万円	

● 注意事項

- ・補助金は令和3年4月12日までに被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請をした方が対象となります。加算支援金の申請をするためには工事請負等の契約を締結する必要があります。受付は4月12日までとなっておりますが、契約締結後は速やかに加算支援金を申請してください。
- ・加算支援金申請後は、令和3年12月28日までに新居への引越、および各種補助金の申請を行えるよう工事を進めてください。

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）

【令和元年台風第19号】住宅再建に係る町の補助金制度について（再周知）

◎建設・補修工事等完了し、未申請の方は補助金の申請を

町では、令和元年台風第19号災害で被災し、住宅再建を行った世帯に対し、昨年度より補助金の申請を受け付けております。建設・補修工事等が完了し、補助金の申請を行っていない方はお早めに申請をお願いします。

※このご案内は、まだ申請がお済みでない方へのお知らせとなります。追加での補助金の案内ではありませんのでご注意ください。

①山田町住宅再建支援事業補助金

令和元年台風第19号災害によるり災程度と再建方法に応じて、上限額の範囲内で補助金を交付します。

引越補助については、引越業者に依頼をした場合に補助金を交付します。災害公営住宅への転居も補助の対象となります。

支給額

※この補助金は工事が終了し、支払いも完了してからの申請となります。

区分	り災程度	支給額
建設・購入・補修	全壊	複数世帯 上限100万円 単数世帯 上限75万円
	大規模半壊	
	半壊	
	一部損壊	複数世帯 上限20万円 単数世帯 上限15万円
引越補助	全壊～一部損壊	上限 5 万円

注意 この補助金は、総事業費から応急修理制度と加算支援金の金額を差し引いた金額をもとに、判断し補助金支給額を決定します。

②山田町復興住宅融資利子補給補助金

対象世帯

全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書が発行されている世帯で、住宅再建のため金融機関等から借入れを行った場合

支給額

上限額 200万円

旧タブの木荘仮設住宅送迎タクシー運行終了のお知らせ

旧タブの木荘仮設住宅送迎タクシーは、仮設住宅解体により令和3年3月31日で運行を終了することとなりました。

復興まちづくりかわら版の発行終了のお知らせ

平成24年6月1日より発行してまいりました復興まちづくりかわら版は、今回で発行終了となります。

4月以降、東日本大震災および令和元年台風第19号に関する情報は、広報やまだ等でお知らせします。

これまで復興まちづくりかわら版をお読み頂きありがとうございました。

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）